

仕様書

1. 件名 放射性同位元素等規制法に基づく定期検査及び定期確認の受検

2. 場所 千葉市稲毛区穴川 4-9-1
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構千葉地区

3. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構千葉地区（以下「本事業所」という。）における放射線施設について、放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「放射性同位元素等規制法」という。）第 12 条の 9 の規定に基づく定期検査及び同法第 12 条の 10 の規定に基づく定期確認を受検する。

4. 履行期限 令和 8 年 8 月 31 日

ただし、令和 8 年 5 月 8 日までに定期検査及び定期確認を開始すること。

5. 資格 放射性同位元素等規制法第 45 条の 2 第 2 号の規定に基づき、登録検査機関及び登録定期確認機関として登録され、公示されている機関（以下「受注機関」という。）であること。

6. 仕様

(1) 定期検査

1) 放射性同位元素等規制法第 12 条の 9 の規定に基づき、特定許可使用者に係る定期検査を行うこと。以下、①から③に本事業所の放射線施設を示す。

① 「密封されていない放射性同位元素」取扱施設

a. 検査対象施設

R I 棟、サイクロトロン棟、ポジトロン棟、画像診断棟、被ばく医療共同研究施設、ラドン実験棟、緊急モニタリング棟、廃棄処理施設 1、廃棄処理施設 2、研修棟、環境放射線影響研究棟、高度被ばく医療線量評価棟
(計 12 施設)

② 「密封された放射性同位元素」取扱施設

a. 検査対象施設

ポジトロン棟、画像診断棟、X 線棟、ガンマ線照射施設、QST 病院、低線量影響実験棟、研修棟 (計 7 施設)

③ 「放射線発生装置」取扱施設

a. 検査対象施設

サイクロトロン棟、画像診断棟、重粒子線棟、ガンマ線照射施設、静電加速器棟、QST 病院、低線量影響実験棟

(計 7 施設。ただし、ガンマ線照射施設は放射化物保管設備のみ)

(2) 定期確認

放射性同位元素等規制法第 12 条の 10 の規定に基づき、特定許可使用者に係る定期確認を行うこと。

(3) 受検工程

受注機関との調整の上、決定する。

7. 検査条件

定期検査及び定期確認の実施後、受注機関より交付される定期検査合格証及び定期確認証の本事業所受け取りをもって、検査合格とする。

8. その他

- (1) 検査等に必要な放射線測定器類は、受注機関が準備すること。
- (2) 定期検査及び定期確認に必要な会場は、本事業所において用意する。
- (3) 検査対象施設は令和 7 年 10 月 1 日時点での施設数であり、受検時に変更が生じる場合がある。
- (4) 定期検査及び定期確認において、本事業所並びに受注機関により生じた疑義は、双方協議の上、調整するものとする。
- (5) 受注機関は、本事業所が量子科学技術の研究・開発を行う機関であり、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識するとともに、本事業所の規程等を順守し、安全性に配慮しつつ業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (6) 受注機関は、本件業務を実施することにより取得したデータ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を本事業所の施設外において、発表若しくは公開することはできない。ただし、あらかじめ書面により本事業所の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (7) 受注機関は、異常事態等が発生した場合、本事業所の指示に従い行動するものとする。

所属部課名：安全管理部放射線安全課
要求者氏名：大岡 康臣